

2026 年度 低圧太陽光の申込期限について

2026 年 4 月 1 日付で、資源エネルギー庁から「2026 年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請にかかる期限日について（お知らせ）」が公表され、年度内の案件として新規/変更認定を受けるための「接続の同意を証する書類」の提出期限が設定されました。

これに伴い、当社は、低圧太陽光の案件に関して、当社への申込期限を下記のとおり設定いたします。なお、申込みの集中が予想されることから、期限までに申込みされた場合であってもご希望に添えない場合がございますので、極力早めの申込みをお願いいたします。

当社への申込期限

- ・低圧太陽光(10kW 未満)の場合： 2026 年 11 月 6 日（金）
- ・低圧太陽光(10kW 以上)の場合： 2026 年 10 月 9 日（金）

（注 1）書類送付による申込みの場合は、消印有効（不備による追加書類提出の場合も同様）

託送新增設受付システムによる申込みの場合は、23 時 59 分送信分まで有効

（注 2）低圧太陽光以外の申込みについて、当社は申込期限を設定しておりません。

また、高圧及び特別高圧については、申込みから接続契約締結までに標準では 8～9 か月を要しますが、連系地点付近の系統状況などによっては更に長期間に及ぶ場合がありますので、ご注意ください。

《注意事項》

申込書類が不備なく揃っており記載内容に不備がない等、当社が検討を実施するための条件が全て揃っていることが申込受付の前提条件となります。期限日の間近は、当社による不備確認に時間を要することが想定されますが、申込書類に不備があった場合、当社からの不備の連絡時期に関わらず（申込状況によっては、期限日以降の連絡となる場合があります）、期限日までの申込み分としては取扱うことができませんので、不備がないよう確実に確認し、お早めにお申込みください（よくある書類不備の事例は次頁参照）。また、託送新增設受付システムでの申込みの場合、期限日の間近はアクセスが集中し、通常より申込みに時間がかかる場合があります。これにより期限日内の申込みが出来ない場合であってもご希望には添えませんので、お早めにお申込みください。

期限日以降も申込みの受付・検討は実施いたしますが、資源エネルギー庁が定める提出期限までに「接続の同意を証する書類」の発行に至らない恐れがあります。

1 ≪様式1≫

- ・ 「サイバーセキュリティ対策」のチェックが、未記入
- ・ （蓄電池の申込みの場合）「様式1（FIT 認定設備用）」を添付している。（正しくは「様式1（FIT 認定設備以外用）」を添付する。）
- ・ 「九州電力送配電への逆潮流〔有・無〕」が、未記入

2 ≪様式1－2≫

- ・ ①「発電機定格出力」が、「再生可能エネルギー発電からの電力販売に関する申込書」の発電設備出力と異なる
- ・ ②「引込口配線及び屋内配線の諸元」が、未記入
- ・ ③「過電流要素付漏電遮断器^{（注1）}」の型式及び定格電流が、結線図の容量と異なる
注1：パソコンから引込口間に漏電遮断器を複数設置する場合は、引込口側に一番近い漏電遮断器を記載ください。

3 ≪様式1－3≫（蓄電池等、太陽光以外の申し込みの場合に必要な）

- ・ 様式1－3「系統連系資料（太陽光発電・蓄電池設備同時併設）」が、添付漏れ
- ・ 様式1－3「系統連系資料（太陽光発電以外）」が必要な申し込みに対し、様式1－3「系統連系資料（太陽光発電・蓄電池同時併設）」を添付している
※太陽光発電設備とパワーコンディショナを兼用しない場合は、様式1－3「系統連系資料（太陽光発電以外）」の提出が必要となります。
- ・ 「発電機定格出力」、「発電機定格容量」が、未記入

4 ≪再生可能エネルギー発電からの電力販売に関する申込書≫

- ・ FIT 認定取得済みで増設等の申込みの場合、1 申込内容「ご契約者氏名や設備住所(受給地点)」等が、国の申請内容と相違している（特に設備住所(受給地点)における字以降や番地の記載）
※ 2018 年度より、国による事業計画認定申請の審査が厳格化されております。電力会社への申込情報（接続同意書類の記載内容）と、国への申請情報が異なる場合は、認定がなされない場合や手続きが遅延するリスクがあります。国への申請内容と相違がないよう確認の上お申し込みください。
- ・ 1 申込内容「電力量計等費用のご請求先」の氏名が、記載漏れ
- ・ 1 申込内容「インボイス」の該当有無および登録番号が、記載漏れ
- ・ 2 発電設備概要「作業時および異常時の連絡先」に申込代行事業者が記載されている
（本記載箇所は発電設備連系後に連絡が必要となった場合の連絡先を記載）

5 «その他の書類»

- ・ 「電気ご使用申込書」における設置場所について、簡易な位置図のみで、詳細場所が特定できない
- ・ 「出力制御機能付P C S仕様諸元」が、添付漏れ
- ・ （出力変更がない設備変更の場合）国の「変更認定通知書」が、添付漏れ
- ・ 「JET 認証証明書」が、添付漏れ
 - ※ 「JET 認証証明書」の有効期限切れの場合、期限内の製造・出荷を証明する書類の添付が必要となります。
- ・ JET 認証品以外の場合に「発電設備の仕様書」、「システム仕様書」、「代表試験成績書」、「個別試験成績書」が、添付漏れ
- ・ 再生可能エネルギー発電設備へ蓄電池等を併設する申込みに際して、「再生可能エネルギー発電からの電力販売に関する申込時の追加資料」の「3. 今回お申込みの再生可能エネルギー発電以外の発電設備の設置状況」が、記載漏れ
 - ※ 託送新增設受付システムで申請いただく場合、「太陽光発電以外のその他発電設備」欄を「設置している」又は「設置申込中」と選択することで、入力が可能となります。
- ・ 再生可能エネルギー発電設備へ蓄電池等を併設する申込みに際して、逆潮流を防止するため検出用センサーを設置する場合に配線図へセンサーの設置位置が、記載漏れ
- ・ 10kW 以上の申込みに際して、『「ノンファーム接続」を踏まえた電力受給契約申込書【同意書】』が、添付漏れ

以 上